

日頃より当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

国の規則改正（※）により、各種の法律に基づく申請書等について、申請者及び設計者等の押印が不要となりましたのでお知らせします。

当面の間、改正前の様式を用いた申請書について、押印の有無を問わず支障なく取扱いいたします。

◎国の規則改正に基づく対象の手続き

- ・建築基準法の確認申請、中間検査申請及び完了検査申請（それぞれ変更を含む）等
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）の設計住宅性能評価申請、建設住宅性能評価申請（新築住宅）及び建設住宅性能評価申請（既存住宅）（それぞれ変更を含む）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の計画書及び変更計画書

◎関連する手続き

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律の技術的審査等
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律の技術的審査等
- ・省エネルギー性能表示（BELS）の評価等

◎適用時期

- ・当社が令和3年1月5日以降にお引き受けする申請等

※ 押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令
（令和2年12月23日公布、令和3年1月1日施行）

◆建築基準法関係

- ・確認申請書（申請者及び設計者の押印）
- ・変更確認申請書（申請者及び設計者の押印）
- ・設備の確認申請書（申請者の押印）
- ・設備の変更確認申請書（申請者の押印）
- ・工作物の確認申請書（申請者の押印）
- ・工作物の変更確認申請書（申請者の押印）
- ・完了検査申請書（申請者及び工事監理者の押印）
- ・中間検査申請書（申請者及び工事監理者の押印）
- ・仮使用認定申請書（申請者の押印）
- ・建築工事届（除却工事施工者の押印）

◆品確法関係

- ・設計住宅性能評価申請書（申請者の押印）
- ・建設住宅性能評価申請（新築住宅）（申請者、工事施工者及び工事監理者の押印）
- ・建設住宅性能評価申請（既存住宅）（申請者及び所有者の押印）

◆建築物省エネ法関係

- ・計画書（提出者、代表者及び設計者の押印）
- ・変更計画書（提出者、代表者及び設計者の押印）

◆長期優良住宅関係

- ・技術的審査依頼書（申請者の押印）
- ・技術的審査依頼書（変更）（申請者の押印）
- ・認定申請書（申請者の押印）
- ・技術的審査内容変更届（届出者の押印）
- ・技術的審査取り下げ届（届出者の押印）

◆低炭素建築物関係

- ・低炭素技術的審査依頼書（申請者の押印）
- ・低炭素技術的審査依頼書（変更）（申請者の押印）
- ・低炭素技術的審査内容変更届（届出者の押印）
- ・低炭素技術的審査取り下げ届（届出者の押印）

◆省エネルギー性能表示（BELS）関係

- ・BELS に係る評価申請書（申請者の押印）
- ・BELS に係る変更評価申請書（申請者の押印）
- ・取下げ届（届出者の押印）
- ・BELS に係る評価物件掲載承諾書（申請者の押印）